

7福祉子保第2951号
令和7年10月27日

各区市町村保育主管課長 殿
各区市町村認定こども園主管課長 殿

東京都福祉局
子供・子育て支援部保育支援課長

保育所等における虐待等通報・相談について

平素より、東京都の保育行政及び認定こども園行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和7年10月から、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、保育所等における虐待等を発見した者の通報義務制度が創設されたところです。

都では、保育所等における虐待の未然防止や早期発見の取組を進めるために、保護者の方等が、保育所等において行われる保育等に対して違和感を覚えた場合の相談や、保育所等の職員が虐待を受けたと思われる子供を発見した場合に通報をいただくための窓口を下記のとおり開設しております。

貴所管内の保育所等に対して、下記通報・相談窓口をご案内いただきたくとともに、各保育所等において、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（こども家庭庁・文部科学省一令和7年8月改訂）に基づき、虐待の未然防止及び虐待と疑われる事案を発見した場合の適切な対応が図られるよう周知いただきたくお願いいたします。

記

1 都における保育所等における虐待等通報・相談窓口

(1) 電話による受付

03（5320）4545

受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）

※ 認証保育所・認可外保育施設（中核市・児童相談所設置区を除く。）について

は、既存の東京都「認証保育所・認可外保育施設専用相談窓口」（03（6810）1601 平日は正午から午後9時まで、土日祝日及び年末年始は午前9時から午後5時まで）で受け付けています。

- (2) Webフォームによる受付（24時間随時受け付けています。）

<https://logoform.jp/f/jAH69>

Webフォームがご利用になれない場合は以下のメールでも受け付けています。

Hoiku_tuuhausoudan@section.metro.tokyo.jp（受信専用メールとなります。）

※ 詳細は、下記福祉局ホームページをご覧ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/hoiku_madoguchi

2 国のガイドライン等

- (1) 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
（こども家庭庁・文部科学省 令和7年8月改訂）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/da77d98d-fba0-40c0-895d-34b1bdbcb940/334e224f/20251010_policies_hoiku_Revised-Child-Welfare-Actr7_11.pdf

- (2) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等に関するQ&A【第1版】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/da77d98d-fba0-40c0-895d-34b1bdbcb940/1c479261/20251010_policies_hoiku_Revised-Child-Welfare-Actr7_12.pdf

【担 当】

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課

保育支援課保育計画担当

電話 03-5320-4128